

2020年12月8日

各 位

不動産投資信託証券発行者名 大和証券リビング投資法人
 東京都中央区銀座六丁目2番1号
 代 表 者 名 執 行 役 員 正 田 郁 夫
 (コード番号:8986)
 資 産 運 用 会 社 名 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 福 島 寿 雄
 問 い 合 わ せ 先 コーポレート本部 部長 千 葉 貴 志
 Tel. 03-6757-9680

金利スワップ契約締結に関するお知らせ

大和証券リビング投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は本日、下記のとおり、金利スワップ契約を締結しましたので、お知らせします。

記

I. 金利スワップ契約締結の理由

金利上昇リスクをヘッジするため2020年11月30日借入及び2020年12月10日借入予定の総額10,800百万円について、支払金利を固定化するものです。

II. 金利スワップ契約の内容

借入先	想定元本 (百万円)	相手先	金利等		開始 予定日	終了 予定日
			固定 支払金利	変動 受取金利		
株式会社関西みらい銀行	500	野村證券 株式会社	0.1520%	全銀協3ヶ月 円 TIBOR(注)	2020年 12月10日	2030年 11月29日
株式会社三菱UFJ銀行	2,000		0.1015%			2028年 11月30日
株式会社新生銀行	1,000					
株式会社七十七銀行	1,000					
株式会社関西みらい銀行	500					
株式会社りそな銀行	300					
株式会社三井住友銀行	2,000					
株式会社山口銀行	1,500		0.1520%			2030年 11月29日
みずほ信託銀行株式会社	1,000		0.0700%			2025年 11月28日
三井住友信託銀行株式会社	1,000		0.0660%			2024年 11月29日

(注)各年の2月、5月、8月及び11月の各末日及び終了予定日を金利支払日(当該日が営業日でない場合は翌営業日とし、翌営業日が翌月になる場合にはその前営業日)とします。変動受取金利は、利息の計算期間開始日の2営業日前に公表さ

れる全銀協3ヶ月円 TIBOR に基づき算出します。なお、全銀協3ヶ月円 TIBOR は一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関のホームページ(<http://www.jbatibor.or.jp/rate/>)をご参照下さい。

Ⅲ. 変動金利借入に対する本件金利スワップ契約締結後の支払金利

借入先	借入金額 (百万円)	変動金利	固定化後の 支払金利	借入日	返済期限
株式会社関西みらい銀行	500	全銀協3ヶ月 円 TIBOR+0.5825%	0.7345%	2020年 11月30日	2030年 11月29日
株式会社三菱UFJ銀行	2,000	全銀協3ヶ月 円 TIBOR+0.4825%	0.5840%	2020年 12月10日	2028年 11月30日
株式会社新生銀行	1,000				
株式会社七十七銀行	1,000				
株式会社関西みらい銀行	500				
株式会社りそな銀行	300				
株式会社三井住友銀行	2,000				
株式会社山口銀行	1,500	全銀協3ヶ月 円 TIBOR+0.5825%	0.7345%		2030年 11月29日
みずほ信託銀行株式会社	1,000	全銀協3ヶ月 円 TIBOR+0.3575%	0.4275%		2025年 11月28日
三井住友信託銀行株式会社	1,000	全銀協3ヶ月 円 TIBOR+0.3375%	0.4035%		2024年 11月29日

Ⅳ. 今後の見通し

本金利スワップ契約締結による2021年3月期(2020年10月1日~2021年3月31日)及び2021年9月期(2021年4月1日~2021年9月30日)における運用状況への影響は軽微であり、運用状況の予想への影響はありません。

Ⅴ. その他

本金利スワップ契約締結に係るリスクにつきましては、2020年11月19日提出の有価証券届出書における「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 6 投資リスク」に記載の内容に変更はありません。

以上